

H16-7 政府調達（公共事業を除く）における契約の電子化のあり方に関する検討会～中間報告～  
[http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/040723\\_3\\_zentai.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/pdf/040723_3_zentai.pdf) のPDFページ127の一部  
 表5-5 報告書5-15 ページから引用

第5章 契約の電子化のあり方  
 第3節 電子化時に求められる要件とシステム要件の策定

表 5-5 主なシステム要件の内容と期待される効果

システム要件	内容	期待される効果
(基本+個別) 契約締結方式 の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本契約は契約条項のうち、条件が不変である条項（信義誠実の原則など）を対象とし、事業者登録時に締結</li> <li>・個別契約は、契約期間、契約金額など案件ごとに内容が変わる項目を対象とし、個別案件ごとに締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別契約時の契約データ量の削減、契約書内容の確認作業の負担軽減による業務効率化に寄与</li> </ul>